

令和5年度に実施した定期監査に係る結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知が徳島市長から別紙のとおりあったので、地方自治法第199条第14項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和6年3月29日

徳島市監査委員	尾	田	正	則
同	藤	原		晃
同	須	見	矩	明
同	井	上		武

人権発第5号
令和6年3月6日

徳島市監査委員 殿

徳島市長 内 藤 佐和子

令和5年度定期監査結果（令和6年1月31日報告分）に基づき次のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

監査結果に基づく措置状況

市民文化部 人権推進課（隣保館含む）

<p>指摘事項</p>	<p>1 予算執行伺書兼支出負担行為書の決裁権者が誤っているものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 応神公栄会館 地域交流促進事業（ヨガ・英会話・手芸・ウクレレ）の実施 支出負担行為額：312,000 円・ 不動文化会館 高齢者人権啓発交流会の開催 支出負担行為額：306,000 円 <p>事務決裁規程別表第2の3の(1)歳出予算の執行に基づき、1件が30万円を超える報償費の決裁権者は、「副部長」とすべきところ、「課長」決裁としていた。</p> <p>事務決裁規程に基づき、適正な事務処理を実施されたい。</p>
<p>措置状況</p>	<p>今回の指摘事項は、事務決裁規程で規定する決裁権者を誤認したため生じたものであり、直ちに適正な決裁権者の専決手続を行いました。</p> <p>今後は、事務決裁規程に基づき適正な事務処理を行うよう決裁時のチェック体制の強化を図るとともに、再発防止に努めます。</p>

監査結果に基づく措置状況

市民文化部 人権推進課（隣保館含む）

<p>指摘事項</p>	<p>2 公有財産台帳と公有財産異動状況報告書が整合しないものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none">・芝原老人ルーム（土地） <p>誤：公有財産台帳 995.35 m² 正：公有財産異動状況報告書 457.35 m²</p> <p>所管替えによる面積減少の記載が漏れており、公有財産台帳と公有財産異動状況報告書の現在高が異なっていた。</p> <p>公有財産規則に基づき、適正な台帳管理に努められたい。</p>
<p>措置状況</p>	<p>今回の指摘事項は、公有財産台帳と公有財産異動状況報告書の確認不足によるものであり、直ちに公有財産台帳を修正しました。</p> <p>今後は公有財産管理に関するマニュアルを作成し、公有財産規則に基づき適正な事務処理を行うよう周知徹底し、再発防止に努めます。</p>

監査結果に基づく措置状況

市民文化部 市民生活相談課（消費生活センター含む）

<p>指摘事項</p>	<p>1 行政財産の目的外使用料において、徴収時期が適正でないものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none">・徳島駅前広場における許可期間が令和5年4月1日から令和10年3月31日までの電気通信設備（電柱、公衆電話ボックス）の設置について <p>令和5年5月2日を納入期限として、許可期間5年分を一括徴収していたが、行政財産の許可使用に係る使用料徴収条例第4条第1項ただし書により、行政財産の使用の期間が複数年度にわたるときは、当該行政財産の使用に係る年度ごとに、使用開始後1月以内に徴収すべきである。</p>
<p>措置状況</p>	<p>今回の指摘事項は、5年に一度の事務処理であり、事務担当者間で十分な引継ができておらず、かつ、決裁の過程においても、根拠法令の解釈についての錯誤や認識不足があったため生じたものです。</p> <p>再発防止のため、今回の事例について原因も含めて課内で共有し周知徹底を図りました。</p> <p>また、事務担当者から決裁権者まで決裁過程における事務処理状況の確認を徹底するとともに、5年後にむけて紙及びデータによる指摘事項の引継資料を作成しました。</p>

監査結果に基づく措置状況

市民文化部 市民生活相談課（消費生活センター含む）

<p>指摘事項</p>	<p>2 行政財産使用許可書において、延滞金に関する規定が適正でないものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none">・電気通信設備（電柱、公衆電話ボックス）の設置について <p>指令書に定める延滞金の率について、「年 14.6%（納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3%）」となっており、「税外収入金の督促及び延滞金の徴収に関する条例第 3 条第 1 項及び附則第 4 項」に適合した規定となっていなかった。</p> <p>税外収入金の督促及び延滞金の徴収に関する条例に従い、適正な規定とすべきである。</p>
<p>措置状況</p>	<p>当該文書については、直ちに是正しました。</p> <p>再発防止のため、今回の事例を課内で共有するとともに、必要な事項を決裁に記載し、根拠法令「税外収入金の督促及び延滞金の徴収に関する条例第 3 条第 1 項及び附則第 4 項」を添付します。</p>

監査結果に基づく措置状況

市民文化部 市民協働課（支所含む）

<p>指摘事項</p>	<p>1 行政財産の目的外使用料において、納入期限の設定が適正でないものがあつた。</p> <ul style="list-style-type: none">・多家良中央コミュニティセンターにおける許可期間が令和4年4月1日から令和9年3月31日までの電柱設置について 納入期限が令和5年5月12日に設定されていたが、行政財産の許可使用に係る使用料徴収条例第4条第1項ただし書により、行政財産の使用の期間が複数年度にわたるときは、当該行政財産の使用に係る年度ごとに、使用開始後1月以内に徴収するべきである。・沖洲コミュニティセンター及び住吉・城東コミュニティセンターにおいて令和5年4月13日付で令和5年5月1日から令和6年3月31日までの間、許可した自動販売機設置について 納入期限が使用開始後の令和5年5月31日に設定されていたが、行政財産の許可使用に係る使用料徴収条例第4条第1項本文の規定により、使用期間が単年度であり、使用期間と同一年度内の許可につき、使用料は前納とするべきである。
<p>措置状況</p>	<p>今回の指摘事項は、行政財産の許可使用に係る使用料徴収条例の規定において、条項の適用を誤ったため生じたものです。</p> <p>今後は、指摘事項を課内で共有し、条例等に基づき適正に処理を行います。</p>

監査結果に基づく措置状況

市民文化部 市民協働課（支所含む）

<p>指摘事項</p>	<p>2 長期継続契約において、決裁権者が誤っているものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none">・コミュニティセンター等AED整備事業費 <p>契約期間：令和5年8月1日から令和10年7月31日まで</p> <p>契約金額：総額891,000円（令和5年度は118,800円）</p> <p>長期継続契約の専決権について、契約初年度は、契約期間全体の総額で判断するため、事務決裁規程別表第2の3の(1)歳出予算の執行に基づき、総額50万円を超え100万円以下の使用料及び賃借料の決裁権者は「副部長」とすべきところ、令和5年度の金額により「課長」決裁としていた。</p> <p>事務決裁規程に基づき、適正な事務処理を実施されたい。</p>
<p>措置状況</p>	<p>今回の指摘事項は、事務決裁規程の規定において、条項の適用を誤ったため生じたものです。</p> <p>なお、当該決裁については、直ちに適正な決裁権者の専決手続を行いました。</p> <p>今後は、指摘事項を課内で共有し、規程等に基づき適正に処理を行います。</p>

監査結果に基づく措置状況

市民文化部 文化スポーツ振興課

<p>指摘事項</p>	<p>1 基本協定書締結において、決裁権者が誤っているものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 市民夜間運動場・ 徳島市ライフル射撃場 <p>事務決裁規程に基づき、基本協定書締結の決裁権者は、同規程の副市長以下の専決事項に記載されていないため「市長」とすべきところ、「部長」決裁となっていた。</p> <p>事務決裁規程に基づき、適正な事務処理を実施されたい。</p>
<p>措置状況</p>	<p>今回の指摘事項は、教育委員会から市長部局へ事務移管されたことにより、事務決裁規程の決裁権者の解釈を誤ったものです。</p> <p>再発防止のため、今回の指摘事項を課内で共有するとともに、基本協定書締結にかかる決裁権者は、事務決裁規程に基づき、副市長以下の専決事項に該当しないことを確認できるよう同規程第4条別表第1、第5条別表第2・第3を決裁に添付します。</p>

監査結果に基づく措置状況

市民文化部 文化スポーツ振興課

<p>指摘事項</p>	<p>2 管理業務実施報告書の提出がないものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 市民夜間運動場 <p>基本協定書に規定する管理業務実績報告書等の提出期限は「各年度の終了後 2 か月以内」とされているものの、令和 4 年度の徳島市民上八万夜間運動場の報告書が提出されていなかった。</p> <p>基本協定書の規定に基づき、適正な事務処理を実施するよう指定管理者に指導されたい。</p>
<p>措置状況</p>	<p>指定管理者の報告書作成に時間を要していましたが、現在は提出されています。</p> <p>再発防止のため、今回の指摘事項を課内で共有するとともに、指定管理者に対し、基本協定書の規定に基づく報告書の提出期限を厳守するよう指導しました。</p>